

■頼んでいない健康食品が送られてきた

〈ケース1〉

頼んだ記憶のない健康食品が代引きで送られてきた。家族が頼んだものと思い、代金を支払ってしまった。

〈ケース2〉

「〇月に注文いただいていた商品をこれから発送いたします」という電話がかかってきた。企業名に心当たりがなかったなのでその旨を伝えると「〇月にテレビCMを見て間違いなく申し込んでいただいています」と言われた。数ヶ月前の話とのことなので、記憶があやふやなのかという気がしてきて、断ることができないままに電話を切ってしまった。

ケース1のように注文した覚えのないものの代金は、安易に支払ってはいけません。

「注文していません」とキッパリ断りましょう。

ケース2のような場合、相手のペースに乗らず断ることができればベストですが、明確な了承も断りもないまま電話を切ってしまい、商品が届いてしまうことも考えられます。

その場合も「注文していません」と毅然とした態度で受け取らないことが大切です。

少しでも不審に思ったときには、直ぐに東北経済産業局相談室、若しくは最寄りの消費生活相談窓口へ御相談ください。

東北経済産業局相談室 電話番号 022-261-3011

受付時間 10時～12時、13時～16時